

## 令和8年度建設産業イメージアップ推進事業費補助金募集要項

### 1 事業目的

本事業は、建設産業団体が行うデジタルコンテンツを活用したイベント開催等の取組を支援し、高校生等の建設産業に対する職業イメージの向上及び県内建設産業への就職促進を図ることを目的としています。

### 2 補助対象者

建設業又は建設関連産業の振興（労働災害の防止を含む。以下同じ。）を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は建設業振興を行う任意団体のうち、次に掲げる全ての要件を満たす団体が対象となります。

- (1) 県内に主たる事務所又はそれに準じる事務所があること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第1号及び第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）。
- (7) 事業の実施に当たり、法令上の許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (8) 建設業又は建設関連産業の振興に関する事業を実施していること。
- (9) 本事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

### 3 補助事業の実施期間

補助金交付決定日から、補助事業を完了する日と令和9年1月31日のいずれか早い日までです。

### 4 補助対象事業

次のすべてを満たす事業です。

- (1) 高精度な建設重機シミュレーターを用い、操作の正確性や習熟度を客観的に評価等を行う競技会形式のイベントであること。
- (2) デジタル技術を活用し、建設重機操作技術の可視化や、建設産業が高度な専門性を有する職業であることを提示するものであること。
- (3) 競技会場内での実況・解説や、インターネット等を用いた広報活動により、建設産業の魅力を広く発信する等の工夫がなされていること。

## 5 補助率等

補助率：10分の10以内（千円未満の端数切り捨て）

補助限度額：500万円

## 6 補助対象経費

この補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に係る直接的経費で、報償費、旅費、使用料・賃借料、役務費、委託費等です。

詳細は建設産業イメージアップ推進事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）をご確認ください。

## 7 募集期間

令和8年4月30日（木）から同年5月22日（金）までとします。

## 8 申請手続等の概要

### （1）申請書類

実施要領第6条（1）～（8）に記載の書類に加えて別紙「事業概要（様式）」を各2部（正本1部・副本1部）提出してください。

なお、提出書類は返却しませんので、予め御了承ください。

### （2）審査

提出された書類をもとに、審査委員が書面による審査を行い、採択者を決定します。なお、必要に応じて県からヒアリングを行うことがあります。

### （3）公表

採択となった場合は、商号又は氏名、代表者名及び事業内容等を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」等で公表することがあります。

## 9 その他

（1）補助金交付決定日前に発注、契約、購入等を実施したものは、補助対象経費として計上できません。

（2）補助金の精算については、実績報告書の提出を受け補助金額確定後に行います。

（3）補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費に係る金額は、原則として補助対象外となります。

（4）事業完了後、事業概要等の発表を依頼することがあります。

## 10 申請書類の提出・お問い合わせ先

秋田県建設部 建設政策課 企画・建設産業振興チーム 佐々木、魚住

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL：018-860-2910 FAX：018-860-3800